

「困難な問題を抱える女性への支援に関する検討会」 開催要綱

1. 趣旨

困難な問題を抱える女性への支援については、従前の根拠法であった旧売春防止法から脱却し、支援対象者の意思の尊重と福祉の増進、人権の擁護等を理念とする新たな支援の仕組みを構築する「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」（令和4年法律第52号）が令和6年4月から施行されている。

同法附則第2条第2項において、施行後3年を目途として施行状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずることとされている。これを踏まえ、現在の自治体や公的支援機関における支援や民間団体との協働による支援の実施状況、支援に関わる人材の育成・支援者支援の状況等を踏まえ、より多くの対象者に必要な支援を届けるための体制や方策について検討することを目的として開催する。

併せて、「困難な問題を抱える女性への支援のための施策に関する基本的な方針」（令和5年厚生労働省告示第111号）の対象期間が令和6年度から令和10年度までとされていることを踏まえ、次期基本方針（令和11年度～令和15年度）の策定に向けた検討を行う。

2. 検討事項

- (1) 法附則第2条第2項に規定する法施行後3年の検討について
 - ・自治体における相談支援・連携の在り方
 - ・公的支援機関における支援の強化
 - ・民間団体との協働による支援の在り方
 - ・支援に関わる人材の育成・支援者支援の在り方 等
- (2) 困難な問題を抱える女性への支援に関する次期基本方針（令和11年度～令和15年度）について

3. 構成員

構成員は、別紙のとおりとする。

4. 検討会の運営

- (1) 本検討会は、社会・援護局長が別紙の構成員を参集し、開催する。
- (2) 本検討会においては、必要に応じ、(1)の構成員以外の学識経験者及び実務経験者等の出席を求めることができる。
- (3) 本検討会は、原則として公開とする。ただし、公開することにより当事者又は第三者の権利利益を害する恐れ等がある場合は、本検討会での申し合わせにより非公開とすることができる。
- (4) 本検討会の会議資料及び議事録については、別に本検討会で申し合わせた場合を除き、ホームページにおいて公開する。なお、非公開とする申し合わせを行った場合には、座長が認める範囲において議事要旨を公開する。
- (5) 本検討会の座長は、参集者の互選により選出し、座長代理は、構成員の中から座長が指名する。
- (6) その他、本検討会の運営に関し必要な事項は、座長が定める。
- (7) 本検討会の庶務は、社会・援護局地域福祉課において行う。

困難な問題を抱える女性への支援に関する検討会 構成員名簿

石井 由里子	神奈川県福祉子どもみらい局共生推進本部室長
岩本 華子	大阪公立大学現代システム科学域教育福祉学類准教授
戒能 民江	お茶の水女子大学名誉教授
金尻 カズナ	NP0 法人ぱっぷす理事長
熊谷 真弓	全国女性自立支援施設連絡協議会会長
近藤 恵子	NP0 法人全国女性シェルターネット理事
清水 美希	豊島区男女平等推進センター所長
新保 美香	明治学院大学社会学部教授
高岸 聡子	女性相談支援センター所長全国連絡会議会長
田村 岳士	富士宮市保健福祉部福祉総合相談課福祉相談支援係係長
堀 千鶴子	城西国際大学健康科学部教授
宮城 美由紀	全国女性相談支援員連絡協議会会長
村木 太郎	一般社団法人若草プロジェクト統括理事
雪田 樹理	弁護士（女性共同法律事務所）

（五十音順・敬称略）

（オブザーバー）

内閣府、法務省、警察庁